

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日、  
翌日)

## 目次

- ◇条 例 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第二十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の表小学校の項中「又は学年主任」を、「学年主任、保健体育主事又は同和教育主任」に改め、同表中学校の項中「学年主任」の下に「保健体育主事」を加え、「又は進路指導主事」を、「進路指導主事又は同和教育主任」に改め、同表高等学校の項及び盲学校、聾学校又は養護学校(ろうがく)の項中「学年主任」の下に「保健体育主事」を、「進路指導主事」の下に「同和教育主任」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第二十五号

特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 議会の議員が招集に応じて議会又は委員会(以下「議会等」という。)に出席するため滞在する場合は、その招集に応じた日から議会等の会期の終了日までの間における滞在日数に応じ一日につき、当該議会等の会議が開かれる場所(以下「会議場所」という。)から八キロメートル未満の地域に居住する者にあつては六千二百円、会議場所から八キロメートル以上五十キロメートル未満の地域に居住する者にあつては九千三百円、会議場所から五十キロメートル以上の地域に居住する者にあつては一万二千四百円の滞在費を支給する。ただし、滞在費を支給する場合には、旅費は支給しない。

第七条中「ものの外」を「もののほか」に改め、「議会の議員については」及び「教育委員会の委員については委員長」を削る。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

議 会 の 議 員	区 分	鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (一キロメートルにつき)	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 (一夜につき)
		旅客運賃及び急行料金(旅客運	旅客運賃(旅客運賃の等級を三階級に区分する			甲 地 方	乙 地 方	

2 特別職の職員(議会の議員、知事、副知事及び出納長を除く。)に支給する内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、知事が定める旅行(公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。)のため支給するものを除き、当分の間、別表の鉄道賃の欄中「旅客運賃及び急行料金(二階級区分線路による旅行の場合には、一等の旅客運賃及び一等の急行料金)、特別車両料金並びに座席指定料金」とあるのは「旅客運賃及び急行料金(二階級区分線路による旅行の場合には、二等の旅客運賃及び二等の急行料金)並びに座席指定料金」と、同表の船賃の欄中「旅客運賃(三階級区分船舶又は二階級区分船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金」とあるのは「旅客運賃(三階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、二階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃)、寝台料金及び座席指定料金」と、「旅客運賃(三階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、二階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃)」とあるのは「旅客運賃(三階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、二階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃)、寝台料金及び座席指定料金」として、同表の規定を適用する。

別表中表の部分の次のように改める。

教育委員会の委員 選挙管理委員会の委員 監 査 委 員 人事委員会の委員 地方労働委員会の委員 地方労働委員会の幹旋員 収用委員会の委員	出 納 長	副 知 事	知 事
旅客運賃及び急行料金(二階級区分線路)による旅行の場合には、一等の旅客運賃及び一等の急行料金、特別車両料金並びに座席指定料金	旅客運賃(三階級区分船舶又は二階級区分船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	船船(以下「三階級区分船舶」という。)又は旅客運賃の等級を二階級に区分する船舶(以下「二階級区分船舶」という。) 旅客運賃及び急行料金並びに特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。以下同じ。)並びに座席指定料金	船船(以下「三階級区分船舶」という。)又は旅客運賃の等級を二階級に区分する船舶(以下「二階級区分船舶」という。) 旅客運賃及び急行料金並びに特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。以下同じ。)並びに座席指定料金
三円		三円	
一、二〇〇円		二、一〇〇円	
二、二〇〇円		一、七〇〇円	
二、二〇〇円		一〇、一〇〇円	
一、二〇〇円		二、一〇〇円	

海区漁業調整委員会の委員							
内水面漁場管理委員会の委員							
公安委員会の委員							
専門委員							
附属機関の委員その他これに類する構成員							
選挙長	旅客運賃及び急行料金(二階級区分線路による旅行の場合には、一等の旅客運賃及び一等の急行料金)、特別車両料金並びに座席指定料金	旅客運賃(三階級区分船船による旅行の場合には中級の旅客運賃、二階級区分船船による旅行の場合には上級の旅客運賃)、寝台料金、特別室料金及び座席指定料金					
選挙分会長			三円				
審査分会長			一、千円				
選挙立会人			八、千円				
審査分会立会人			三、千円				
その他の特別職の職員							

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「本条」を「この条」に改め、同項第三号イ中「これら」を「同号」に改め、同項第五号中「特一等級又は一等級の職務にある者が」を削り、「旅行をする」を「旅行の」に改め、同条第二項第

一号中「三百キロメートル」を「百キロメートル」に改め、同項第二号中「百キロメートル」を「五十キロメートル」に改め、同条第三項中「三百キロメートル」を「百キロメートル」に改める。

第十五条第一項中「<sup>き</sup>棧橋賃」を「さん橋賃」に、「本条」を「この条」に改め、同項第六号中「特一等級又は一等級の職務にある者が」を削り、「旅行をする」を「旅行の」に改める。

第十七条第一項中「十五円」を「二十三円」に改める。  
附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、人事委員会が定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第十四条第一項第一号ロ及び第十五

条第一項第二号ロ中「七等級の職務にある者で二号給以下のもの」とあるのは「特一等級以下の職務にある者」としてこれらの規定を適用し、第十四条第一項第一号イ及び同項第四号の規定並びに第十五条第一項第二号イ及び同項第五号の規定は、適用しない。  
別表の一中表の部分を次のように改める。

区 分	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 (一夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
特一等級又は一等級の職務にある者	一、九〇〇円	九、九〇〇円	八、九〇〇円	一、九〇〇円
二等級以下の職務にある者	一、六〇〇円	八、二〇〇円	七、四〇〇円	一、六〇〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

区 分	特一等級又は一等級の職務にある者		二等級又は三等級の職務にある者		四等級以下の職務にある者	
	未 満	満	未 満	満	未 満	満
鉄道五十キロメートル	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未	三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未	三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未	三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未	三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未	三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未	三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の旅費等に関する条例(以下「改正後の特別職旅費等条例」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例(以下「改正後の職員旅費条例」という。)の規定は、次項及び第四項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする滞在又は施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前にした滞在及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の特別職旅費等条例別表の規定並びに改正後の職員旅費条例第十四条第一項第五号、第二項及び第三項の規定、第十五条第一項第六号の規定、第十七条第一項の規定並びに別表の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

4 改正後の特別職旅費等条例附則第二項の規定及び改正後の職員旅費条例附則第二項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十六号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一万四百九十円」を「一万千三百六十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年八月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

四十六年	上粟島第五	米子
------	-------	----

市彦名町

二六

を

四十六年

上粟島第五

米子市彦名町

二三

に、

五十三年

青木第十

米子市永江

一六

を

五十三年	青木第十	米子市永江	一六
五十四年	渡	境港市渡町	四〇

に改め、同表

の第二種県営住宅の表中

二十八年	ひばりが丘第二	鳥取市浜坂
------	---------	-------

三六

を削る。

附 則

この条例中、別表第一の第一種県営住宅の表の改正規定のうち、上粟島第五団地に関する部分は公布の日から、渡団地に関する部分は規則で定める日から、別表第一の第二種県営住宅の表の改正規定は昭和五十四年八月一日から施行する。

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十八号

鳥取県収入証紙条例の一部を改正する条例

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の九十八」を「百分の九十九」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十四年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十四年八月一日前に元売りさばき人が売りさばいた改正後の鳥取県収入証紙条例第七条第二項に規定する規則で定める証紙(以下「証紙」という。)につき還付すべき金額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 次の表の上欄に掲げる期間において元売りさばき人が売りさばいた証紙については、改正後の鳥取県収入証紙条例第七条第二項中「百分の九十九」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。

昭和五十四年八月一日から昭和五十五年七月三十一日まで	百分の九十八・二
昭和五十五年八月一日から昭和五十六年七月三十一日まで	百分の九十八・四
昭和五十六年八月一日から昭和五十七年七月三十一日まで	百分の九十八・六
昭和五十七年八月一日から昭和五十八年七月三十一日まで	百分の九十八・八

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十九号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】

鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「四千八百円」を「五千円」に、「八千三百円」を「八千六百円」に改め、同条第三項中「二百六十七円」を「三百円」に、「七十七円」を「九十円」に、「本条」を「この条」に、「百六十七円」を「百八十三円」に改める。

第九条中「十五万円」を「十六万五千円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三条第二項及び第三項並びに第九条の規定は、昭和五十四年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。